

令和 8 年度地域木育遊具等導入支援事業 募集要領（2 次募集）

令和 8 年 7 月 9 日
みやざきスギ活用推進室

第 1 事業の目的

この事業は、県民が木に親しみ、木材利用の意義や木材産業の地域社会への貢献について理解を深める「木育」の推進を図るため、県産材を活用した遊具等の導入等を支援します。

第 2 募集する事業概要

1 募集事業の内容

宮崎県内に所在する、不特定多数の者の利用が見込まれる施設において、県産材を活用した遊具等の導入等に要する経費に対して支援を行います。

2 補助金交付対象者

民間事業者、地域団体及び NPO 法人等

3 補助対象経費

不特定多数の利用が見込まれる県内の施設等に県産材を活用した遊具等（子供のための遊び道具や簡易な設備をいう。）の購入及び設置に要する経費とします。

4 補助金額

補助額は 100 万円以内とします。

ただし、申請する補助金の額は、千円単位（千円未満切捨て）とします。

5 補助条件

- (1) 施設利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、不特定多数の者の利用が見込まれる施設（木製遊具施設、交流施設、子育て支援施設、観光施設、その他知事が認めるもののうち、不特定多数の者が利用する空間に限る。）であること。
- (2) 補助金交付決定日以降に着手すること。
- (3) 導入した遊具等について、ホームページや SNS 等で発信すること。
- (4) 事業が完了した日の属する年度の翌年度までに木育活動を実施すること。
- (5) 補助事業及び前号に関する内容について、みやざき木づかい県民会議ホームページへの掲載に同意すること。
- (6) その他、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）、地域木育遊具等導入支援事業補助金交付要綱（令和 8 年 5 月 1 日定め。以下「要綱」という。）及び地域木育遊具等導入支援事業実施要領（令和 8 年 5 月 1 日定め。以下「実施要領」という。）の定めに従うこと。

第3 事業の応募手続き

1 募集期間

募集締め切りは令和8年11月30日（月）とします。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了します。

2 提出書類

以下の書類を作成してください。事業計画が適当と認めたときは、補助予定額を内示します。

- ① 事業計画書（要綱別記様式第1号）
- ② 補助対象経費が確認できる設計書や見積書（任意様式）
- ③ 事業内容が分かる図面やカタログ等（任意様式）

3 提出方法

持参又は郵送、メールにより提出してください。郵送した場合は、届いたかどうかの確認を電話にて行ってください。

4 提出先

補助対象施設の所在する市町村を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ、募集期間内に申請書類を提出してください。

第4 その他

- 1 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。また、補助金額の調整を行う可能性があります。
- 2 原則として、交付決定を受けてからの着手となります。
- 3 応募に当たっては、規則、要綱及び実施要領を必ず確認ください。

第5 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：佐藤）

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話 0985-26-7156

FAX 0985-28-1699

メール sato-mako@pref.miyazaki.lg.jp